

食安発第0331002号
平成20年3月31日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

「特別用途食品の表示許可について」の一部改正について

健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項に規定する特別用途食品については、「特別用途食品の表示許可について」（昭和48年12月26日衛発第781号厚生省公衆衛生局長通知。以下「通知」という。）等により運用しているところである。

この通知においては、「病者用のものについて、特別の用途に適する旨の表示とは、「許可対象食品群名に類似の表示をすることによって、病者用の食品であるとの印象を与えるもの」とされ、具体的な疾病名等を挙げて適する旨を表示しなくとも、特別用途食品の許可対象食品群名である「低たんぱく質食品」に類似する「低たんぱく質」という表示を行う場合には、特別用途食品として厚生労働大臣の許可が必要であるとされてきた。

しかしながら、当該制度の運用については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）において見直しを検討することとされたことから、「特別用途食品制度のあり方に関する検討会」において検討を進め、今般、同検討会の中間取りまとめが取りまとめられたところである。

この中間取りまとめにおいては、「特別の用途を表示して販売する食品については許可が必要であることは当然として、そうでないものについては、「本品は、厚生労働省許可の特別用途食品（病者用食品）ではありません。」と明記して販売する食品に限って、栄養成分表示を行うことを条件として、「低たんぱく質（通常の米の〇%）」との表示を、許可を得ることなしに認めることが許容されるものとする」との旨の指摘があったところである。

これを踏まえ、下記のとおり、通知の一部改正を行うこととしたので、貴管下関係事業者等に対する周知方よろしく願います。

記

通知の第1の3の(3)に次のただし書きを加える。

ただし、「本品は、厚生労働省許可の特別用途食品（病者用食品）ではありません。」との文言を記載して、栄養成分表示を行っているものに限り、「低たんぱく質（通常の〇〇（食品名）の〇%）」又は「低たんぱく質（通常の〇〇（食品名）に比べて〇%少ない）」との表示を行ったものについては、病者等が特別用途食品と誤認するおそれがないことから、この限りではない。